

# デイサービスセンター ここから己斐運営規程

(指定通所介護・指定1日型デイサービス)

## (事業の目的)

第1条 T&TWAM サポート株式会社が開設するデイサービスセンターここから己斐(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護・指定1日型デイサービスの事業(以下「事業」という。)は、居宅において、要支援・要介護状態にある高齢者または事業対象者に対し、適切な指定通所介護、指定1日型デイサービス(以下「指定通所介護等」という。)を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前2項のほか、「広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例」及び「広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

## (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターここから己斐
- (2) 所在地 広島県広島市西区己斐上一丁目11番36号

## (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 2名以上  
生活相談員は、利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行う。
- (3) 介護職員 7名以上  
介護職員は、利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行う。
- (4) 看護職員 1名以上  
看護職員は、利用者の健康上や療養上の世話並びに、日常生活上の介護・介助を行う。
- (5) 機能訓練指導員 2名以上  
機能訓練指導員は、利用者の機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日  
(ただし8月13日～8月15日・12月29日～1月3日を除く)
- (2) 営業時間 8時00分～17時30分とする。
- (3) サービス提供時間 9時30分～16時30分とする。

(指定通所介護等の利用定員)

第6条 指定通所介護等の利用定員は、45名とする。

(指定通所介護等の内容)

第7条 指定通所介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 検温、血圧測定などの健康チェック
- (3) 食事サービス
- (4) 入浴サービス
- (5) 生活指導
- (6) レクリエーション
- (7) 日常動作訓練
- (8) 機能訓練・運動器機能向上トレーニング

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定1日型デイサービスを提供した場合の利用料の額は市長が定める基準によるものとする。当該指定通所介護等が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。但し、次に掲げるサービス利用については実費負担とする。

- (1) 飲食代 1日につき700円を徴収する。(8時20分までに連絡がつかない場合や、8時20分以降のキャンセルの場合はキャンセル料として飲食代全額700円を徴収する。)
- (2) おむつ代 実費
- (3) その他利用者が希望された場合、手芸等のレクリエーションの材料費を徴収する
- (4) 散髪サービス 実費
- (5) 持ち帰り弁当代 実費

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、西区（観音新町・商工センター・井口明神・新庄町を除く）、佐伯区（五月が丘・美鈴が丘）とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 在宅生活中に於ける心身の状況で、指定通所介護等の利用が困難と思慮される行動変容があった場合は遅滞なく告知するものとし、疾病悪化及び病状の回復されない方は、利用をお断りする場合もある。
- (2) 利用予定を中止する場合は、当日の午前8時20分までに利用者またはその家族から事業所へ連絡するものとする。
- (3) 利用中の事故等については、契約書に準じ対応することを原則とする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、サービスを実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

(虐待防止等に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (3) 利用者及びその家族からの相談体制の整備
- (4) その他虐待防止のために個別支援計画の作成や必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

3 事業所は、これを遂行するにあたり他の定める条項（守秘義務に関する等）によって妨げられないものとする。

(身体拘束の禁止)

第 15 条 身体拘束は禁止する。ただし、切迫性、非代替性、一時性のすべての要件に該当した場合は、多職種協働で計画書を作成し、その内容を利用者及び家族に説明を行い、その内容について利用者及び家族の署名、捺印をもらった上で、期間を決めて実施するものとする。

(苦情の受付について)

第 16 条 当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受付、速やかに具体的な対応をとる。

(1) 苦情受付窓口(担当者) 生活相談員

(2) 受付時間 8:00~17:30

(3) 業務日 月曜日~金曜日 祝日営業

(ただし 8 月 13 日から 8 月 15 日・12 月 29 日~1 月 3 日を除く)

(4) 電話番号 082-507-1101

(5) F A X 番号 082-273-3500

また苦情受付ボックスを事業所に設置している。

- 2 担当者が不在の時は、基本的な事項は誰でも対応出来るようにし、担当者に引き継ぐ。
- 3 事実関係を調査し、改善を講じるとともに記録の整備等を行い、利用者・その家族に説明する。

(その他の運営に関する重要事項)

第 17 条 事業所は、従業者の質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、また事業体制を整備する。

(1) 採用時研修 1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

(3) その他の研修

- 2 従業者は職務上知り得た秘密や個人情報などは法に基づき管理・保護する。
- 3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、T & T W A M サポート株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 4 事業所は、指定通所介護等に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間(第1号事業支給費の請求の根拠となる記録について)保存するものとする。

附則

この規程は平成 18 年 4 月 1 日から実施する

この規程は平成 19 年 4 月 1 日から実施する

この規程は平成 20 年 4 月 1 日から実施する

この規程は平成 21 年 4 月 1 日から実施する

この規程は平成 22 年 4 月 1 日から実施する

この規程は平成 23 年 4 月 30 日から実施する

この規程は平成 24 年 4 月 10 日から実施する

この規程は平成 25 年 1 月 1 日から実施する

この規程は平成 25 年 6 月 1 日から実施する

この規程は平成 26 年 1 月 1 日から実施する  
この規程は平成 26 年 4 月 1 日から実施する  
この規程は平成 27 年 4 月 1 日から実施する  
この規程は平成 29 年 4 月 1 日から実施する  
この規程は平成 29 年 11 月 1 日から実施する  
この規程は平成 30 年 2 月 1 日から実施する  
この規程は平成 30 年 4 月 1 日から実施する  
この規程は平成 30 年 12 月 1 日から実施する  
この規程は平成 31 年 4 月 1 日から実施する  
この規程は令和 1 年 10 月 1 日から実施する  
この規程は令和 1 年 11 月 1 日から実施する  
この規程は令和 3 年 2 月 1 日から実施する  
この規程は令和 4 年 5 月 1 日から実施する  
この規程は令和 4 年 7 月 1 日から実施する  
この規程は令和 5 年 12 月 1 日から実施する